

令和2年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

令和2年2月10日 開会

令和2年2月10日 閉会

浪江町議会

令和2年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（2月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第6号の一括上程、説明	5
議案第1号の質疑、討論、採決	11
議案第2号の質疑、討論、採決	14
議案第3号の質疑、討論、採決	15
議案第4号の質疑、討論、採決	16
議案第5号の質疑、討論、採決	19
議案第6号の質疑、討論、採決	20
閉会の宣告	24

浪江町告示第5号

令和2年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年1月31日

浪江町長 吉田 数博

- 1 日 時 令和2年2月10日（月） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について
 - (2) 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
 - (3) 工事請負契約の締結について
(交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事)
 - (4) 土地の取得について
 - (5) 土地の取得について
 - (6) 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第1回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年2月10日（月曜日）午前9時開議

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 工事請負契約の締結について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事） |
| 日程第 | 3 | 議案第4号 土地の取得について |
| 日程第 | 4 | 議案第5号 土地の取得について |
| 日程第 | 5 | 議案第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号） |

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	清水佳宗君
住宅水道課長	戸浪義勝君	まちづくり整備課長	三瓶徳久君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公民館長兼浪江町津島公民館長兼浪江町図書館長	柴野一志君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
書記	鎌田典太郎		

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和2年第1回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に、5番、半谷正夫君、6番、紺野則夫君、7番、佐々木勇治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

◎議案第1号から議案第6号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第3、議案第1号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてから日程第8、議案第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号）までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までを一括議題とします。

日程第3、議案第1号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。議案第1号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町立学校において今後、児童生徒数の急激な増加が見込めないことから、現在、休校中の町立学校及び避難先で再開している町立学校を閉校するため、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第1号資料により説明させていただきます。

資料をご覧ください。まず、2の改正内容でございます。現在、休校中の浪江小学校、幾世橋小学校、請戸小学校、大堀小学校、荻野小学校、浪江中学校及び浪江東中学校の閉校に伴い、浪江町立小学校及び中学校の名称及び位置を削除するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第2号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第2号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町立学校において今後、児童生徒数の急激な増加が見込めないことから、現在、休業中の西地区学校給食共同調理場を廃止するため、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第2号資料によりご説明申し上げます。

2の改正内容でございます。現在、休業中の西地区学校給食共同調理場の廃止に伴い、浪江町町立学校給食共同調理場の名称及び位置を削除するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第3号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となった株式会社ミライト福島支店 支店長 佐々木充と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） それでは、議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、1億8727万5000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1702万5000円）。

5、契約の相手方、福島県郡山市富久山町久保田字石鼻91-1、株式会社ミライト福島支店 支店長 佐々木充。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年7月31日。

資料1をご覧ください。この契約は、交流・情報発信拠点建屋に次の機器を導入するものです。

1、太陽熱温水設備1式。

- 2、太陽光発電設備 1 式。
- 3、電気自動車充電設備 5 機。
- 4、小型風力発電設備 3 機。
- 5、水素燃料電池設備 1 機。
- 6、CEMS・BEMS設備 1 式。

資料 2 は、入札の状況調書となっております。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 6、議案第 4 号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 4 号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、乾燥調製貯蔵施設整備事業に伴い、用地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、取得の目的、乾燥調製貯蔵施設整備事業用地。
- 2、取得する土地、別紙乾燥調製貯蔵施設整備事業取得明細書のとおり。
- 3、取得予定価格、948万9120円。
- 4、取得の方法、随意契約。
- 5、取得の相手方、福島県南相馬市原町区大木戸字北西原50-1、佐藤貞夫。

次の別紙、乾燥調製貯蔵施設整備事業所得明細書をご覧ください。土地の所在、福島県双葉郡浪江町大字苧宿字宮田26番地。地目は田でございます。面積は2997平米、他 6 筆、計 7 筆で面積のトータルが5968平米でございます。

次に、別紙資料をご覧ください。取得予定土地の位置図でございます。これは、県道仲ノ森加倉線の加倉橋を北方面に少し行ったところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 7、議案第 5 号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第5号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、乾燥調製貯蔵施設整備事業に伴い、用地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

1、取得の目的、乾燥調製貯蔵施設整備事業用地。

2、取得する土地、別紙乾燥調製貯蔵施設整備事業取得明細書のとおり。

3、取得予定価格、952万920円。

4、取得の方法、随意契約。

5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字苧宿字北谷地195番地、佐藤良太郎。

別紙の明細書をご覧ください。土地の所在、福島県双葉郡浪江町大字苧宿字宮田28番地。地目は田でございます。面積が2961平米。あともう1筆が同じく苧宿字宮田29番地、地目が田、3027平米、2筆の合計が5988平米となっております。

別紙資料については、先ほどと同様に加倉橋の北方面になっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8944万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を444億1431万5000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。まず、歳入でございます。款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金30万円の増につきましては、台風19号に係る被災者生活再建支援法の支援対象とならない半

壊及び床上浸水の世帯への被災者生活支援特別給付金の増でございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金9498万6000円の増につきましては、乾燥調製貯蔵施設の用地費、木材製造拠点施設の地盤改良費、室原地区防災拠点の用地造成設計費について交付金の対象となったものでございまして、避難地域復興拠点推進交付金の増でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1981万9000円の増につきましては、台風19号による町道等の復旧に要する費用及び財源調整による増でございます。

目2浪江町復旧・復興基金繰入金4200万円の減につきましては、乾燥調製貯蔵施設用地費及び室原地区防災拠点の用地造成設計費の補助金の確定による基金繰入金の調整によるものでございます。

次に、目9浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金1634万円の増につきましても、室原地区防災拠点の補助金が確定したことによります基金繰入金の調整によるものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費7164万5000円の増につきましては、交付額が確定しました県補助金のうち木材製造拠点及び室原地区防災拠点の分について浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金として積み立てるものでございます。

次に、款3民生費、項3災害救助費、目4災害救助救援対策費30万円の増につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました被災者生活支援特別給付金の増でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費、これは増減ゼロでございますが、こちらにつきましては、乾燥調製貯蔵施設の県補助が確定したことによります財源調整によるものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目4防災対策費、こちらも増減ゼロでございますが、こちらにつきましても室原地区防災拠点の県補助が確定したことによります財源調整によるものでございます。

次に9ページ、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費1750万円の増につきましては、台風19号による道路の復旧にかかる重機借上料の増でございます。

次に、4ページにお戻りください。継続費の変更でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業小熊田宮田線につきましては、用地交渉に不測の日数を要したもので、記載のとおり年割額を変更するものでございます。

次に、繰越明許費補正の追加でございます。款9消防費、項1消防費、事業名、復興まちづくり地区公共施設整備事業、金額4180万4000円につきましては、場所の選定等事業計画策定に時間を要し、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、事業名、災害時用資機材購入事業270万9000円につきましては、災害用資機材の需要増によりまして年度内納入が困難となりましたので、次年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで常任委員会開催のため、10時5分まで45分間休議します。

（午前 9時19分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時05分）

○議長（佐々木恵寿君） ここで産業建設常任委員会が審議未了のため10時20分まで休議します。

（午前10時05分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時20分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第1号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第1号議案は、文教厚生常任委員会の所管案件で、本来ならば本会議で質疑をして、議会全体で共有してそのあり

方について町民に責任を負える判断をするということが求められていると思いますけれども、討論のみということになりました。

第1号議案は、閉校にする各学校を条例で明らかにする、条例から削除するというものですが、結論から言うと本案件は基本的には解体するという路線にある案件だと。条例から関係する学校を閉校にするその改正条例ということだが、基本的には解体に連動する案件だということです。

その立場から3つの理由で反対の態度を明らかにしたいと思うのですが、1つは提案の理由では急激な児童生徒の増が見込めないということです。現状はそのとおりです。現状認識において急激な増が見込めないということに認識を異にするものではないが、そもそも急激な児童生徒の減少はなぜ起きたのかと、ここがやはり原点だと思います。私から言うまでもなく、東日本大震災の津波もありますが、多くは原発事故による避難まだ1845名ほどしか帰還していないという現状にある。その根本原因は、原発事故に直接的原因がある問題だということで、本件の反対の大きな理由です。

2つ目は、結果として町は解体ありきで進めてきたということは経過をたどれば明らかです。委員会審議でも民間売却など解体申込締切りの本年3月末まで検討するというものの、答申を受けて町が検討した。もっと踏み込んで言えば、答申の骨格についても町が答申の方向を示したのではないかと考えておりますが、解体ありきということで進めてきたというのが2つ目の理由です。

若干内容について申し上げますと、校舎等検討委員会ではいくつかの学校あるいは公共施設のあり方の問題で3つ挙げているのです。財政圧迫にならないこと、活用しないと判断した場合は適切な対応を図る、3つ目は解体する場合には敷地の活用。基本的には解体ありきということで進めてきたという問題が反対する2つ目の理由です。

3つ目、利活用について広く町民の声を聞いてきたのかと。検討委員会を隠れみのにして解体ありきということで進めてきたという経過が全員協議会で説明報告でも明らかだと思います。例えば、避難所として活用できないかという検討も十分すべきだと思います。それから、体育館など健全な建物の利活用についても立入って検討すべきだと思います。もっと言えば、学校は全ての町民の共有財産です。次の議案で出てくる学校給食共同施設も学校施設の一部ではあるが、学校という特別な意味のある公共施設の解体ということについては、町民にとってはまさによりどころとしてきたシンボル、歴史を背負った唯一無二の公共施設、地域住民にとって欠かすこと

のできない交流と親睦を深める、友情を深める、歴史を振り返るかけがえのない施設だと私は思います。

冒頭に帰還の状況についても申し上げましたが、最近発表された町民の世論調査でも帰らないと答えた人が増えてきております。そういう状況にあって、町民のよりどころとしてきた学校が解体されるということについては、言葉でいう復興、町を残すという馬場町長からの町の基本的な施策の柱、これからも大きく違反することは明らかであります。

したがって、今回の学校解体、さまざまな理由があると思います。尻が切られているという問題もあるとお考えかもしれませんが、そうであるならばこの期間もっと十分なる町民的な議論をして、あるべき方向を提案する、それが欠落していたということについては看過できない問題だと考えます。

よって、私は本案件については反対の立場で討論を行います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

15番、佐藤文子君。

○15番（佐藤文子君） 賛成の立場での討論をさせていただきたいと思えます。

ただいま反対の討論の中身はごもつとも内容でございました。いろいろな土地、建物に関して貸し出しということも期間の短い、本当に申し込みのないような期間の設定ではなかったかと思いますが、この議案を提案されている執行部側の町長初め皆さんも町内で生まれて町内で育った方がほとんどなので、地元に対する小学校、中学校の学校の思い入れというのは、私どもと全く同じではないかと思うのですが、私女性の立場でいろいろな女の人の集まりに顔を出しまして、このような話をしますと、負の財産を孫子に残したくないと。環境省で1校当たり1億円から2億円かかるのだったら、町で壊すのも同じようにかかるということなので、やはりそれは環境省で時限のあることであるのだったらそれはもちろんやってもらったほうが、女性の立場では皆さんほとんど賛成です。思い入れはみんな同じだと思いますが、第一に負の財産を残したくないということだと思います。

それと、活用するにあたり現状をこの前の資料をいただくと、きちんとそのままの形で使えるものはほとんどない。手入れをしなくてはいけない、改修工事をしなくてはいけない、それにまたお金を町で出すとなると、買い取った相手がやってくれればいいのですが、町でやるとなるとまたそれも負の財産を投入するということになる、そういうことだと思います。

本当に検討委員会が解体ありきというのも、私も最初そう思うこともありましたが、町民の一般の声を聞いていないということに関しては、昨年町政懇談会をやったときに、学校のあり方というのは町長は皆さんにどこの会場でもお諮りしていたというか、問い質していて、今意見がなくてもアンケートだとか、その後執行部側にご意見いただきたいということを、町長からお話していただいていると思いますので、それは町民の皆さんには十分届いていることなのかと思います。

そういったいろいろな立場で今回のこの提案は致し方ないものとして賛成の討論をいたしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第1号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第2号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第2号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第3号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について(交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず第1点は、資料1の1太陽熱温水設備1式、この容量というか能力というのか、中身についてご説明をいただきたい。

それから、4番目の小型風力発電設備の発電能力はどれくらいになるのでしょうか。

それから、6番目のCEMS・BEMS、もっと日本語で説明いただきたい、書類に書いて説明いただきたいということですが、この設備機能についてわかるようにご説明をしてください。

- 議長（佐々木恵寿君） 答弁者。
-

- 議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前10時36分)
-

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時36分)
-

- 議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

- まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 1点目の太陽熱温水設備であります、10kwであります。

4番目の小型風力発電施設1台当たり1kwで、3機の設置となっております。

6番目のまずBEMSですが、これはビルディングエネルギーマネジメントシステム、CEMSにつきましては、地域全体のエネルギーを管理するシステムとなっております。まず、この交流・情報発信拠点施設の建物の中のエネルギー管理をBEMSでやりまして、さらに役場ですとか、診療所ですとか、サンシャインのエネルギーも電気の使用量とかを総括して管理するのがCEMSとなっております。

- 議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 工事契約は締結されているわけですから、おおよその価格という点で誤解を招くかもしれませんが、こういう設備等の価格についてもやはり議員が共通理解できるようにちゃんとした資料による説明、それからこういうものについて今隣の佐藤議員は産業建設常任委員会で資料配付の上説明されたというのだけれども、それこそ復興事業の目玉でもあると、議案は通ったが中身がわからない、町民に説明できないということになるわけです。そういう意味で、これは町長にお願いしなくてもいいと思うのだが、担当課長あるいは副町長、そして議会全体の問題でいえば議長においてもきちんと共通理解ができるようなそういう対応を求めておきたいと思えます。町で何かお答えがあればお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ご指摘のとおりでございます。なかなか判断がこの1枚では難しいというのは、ご指摘のとおりでございますので、今後詳細な説明ができるようなことを心掛けていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第3号 工事請負契約の締結について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第4号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） それでは、議案第4号についてご質問いたします。

こちらの位置図を見ていただきたいと思うのですが、この26番から27番の6までの購入、それから議案第5号にも関連するわけでございますが、その手前の25番地という土地があるのですが、県道から進入していく、そうすれば非常に使い勝手のいい土地になるのかなと思うのです。当然25番というのは必要不可欠な土地だと思います。

それでお尋ねしたいのは、25番地の今後の取り扱い、その対応についてお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） では、ご説明いたします。

カントリーエレベーターの用地としては、今お話しあった25番地も含まれております。ただ、議案として上るのが700万円以上の取引になりますので、ここ1筆だけですと総額がそこまで到達しないので、議案として提案していないということでございます。用地としては、ここも一体的に活用したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 用地取得の計画についてなのですが、取得の位置図の説明からいけば課長の言うとおりの取得金額の縛りからいけばそれでいいかもしれませんが、カントリーエレベーターをつくるということで全体面積を私は今ここでは申し上げることができませんが、全体面積はいくらで、今回議案に提案するものはこれだけということで、全体の面積と全体の場所については議会に対して丁寧に説明すべきだと思います。これ以外の土地があるのか、ないのか。

それから、価格の問題だけれども、ざっくり計算すると大体面積も同じですから、ざっくり計算すると端数切り上げということになります。1反当たり160万円なのです。160万円は切ります。これも正直高価格だと私は判断したわけですが、この価格設定の根拠について、まずお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 全体面積等については、説明不足で申し訳ありません。全て合わせますと約1.5haの用地で考えております。この位置図で申し上げますと、25番地から29番地までが一体の用地として活用を考えております。

次に、価格についてですが、土地の鑑定を委託を出しました。その結果、1平米当たり1590円という結果が出たので、それをお願い

しているものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 全体の位置図については補足説明でわかりました。これも表示の仕方を考えればいいわけですから、そのための資料ですから資料の作成については、そういう視点でご検討いただきたいと強く重ねて要望しておきます。

価格の問題ですが、不動産鑑定によると。そう言われれば、ほかと比べてどうだというお尋ねはできないわけだけども、全体としては原発事故によって土地の評価が下がっているわけです。あえて聞きますが、不動産鑑定における判定の要因はさておいて、一般的な問題として通常売買はどれくらいで行われているのかと。別の角度からは、固定資産税は同地においてどの程度の評価になっているのかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 土地の評価鑑定書の中身について、詳しくは記憶にはございませんが、ただ原発事故による避難のせいで著しく価格が下がったということは逆に書いていなかったのを記憶しております。

実際の売買単価がいくらなのかというのは、直接は把握しているところはございませんが、農業委員会等も私どもで所管しておりますが、そこのところを見ると数十万円のものもあれば、100万円を大きく超すところもあります。それは、その場所、場所によるのかなと考えております。

それと、役場で土地の値段を一方的に上乘せしたり、下げたりということをするのは、大変まずいことだと感じております。ということで、今回は鑑定の委託を出したわけです。その鑑定のとおりやらないと逆にそれはまずいことになるのかと感じております。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため休議します。

（午前10時49分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時53分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 課税標準額については、個人情報とい

うことで直接お答えすることは難しいのですが、例えば具体的な取引事例で、すぐ近くの酒田ですと1平米当たり1480円という取引事例がありました。あと、藤橋では1平米当たり1680円という事例がありました。こういった周辺の取引事例を比較してもそう間違った数字ではないのかと感じております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第4号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第5号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第5号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 7ページの目2 民生費県負担金補正30万円です。被災者生活支援特別給付金で内容と説明がありました。該当した件数、半壊あるいは床上浸水で何件該当したのかと。その他の件については、当たり前のことを聞くみたいだけれども、浪江町でも相当数被害があったと。今、道の駅をつくっている裏の現地も見てきましたが、建物は残っているが1mほど浸水したという被害の状況も見てきましたが、したがってこの該当件数以外になかったのかということについてお尋ねをいたします。

それから、歳出で8ページです。企画費で7164万5000円、木材拠点整備ほか室原分の積み立てという説明がありましたが、内訳をお示しいただきたいということと、それから木材拠点整備事業については、県、国との関係で町の予算上はこれで完結ということになるのかどうか。以前、財源区分と繰越明許の分で合致しないという問題が起きましたが、木材拠点整備については非常に混乱をしてきた案件であります。したがって、今回の補正措置で完結することになるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、今回の被災者生活支援特別給付金の対象はということですが、台風19号等による町内の半壊の建物につきましては、合計で15件ございます。うち住居が7件、そのうち居住しているのが4件でありまして、これが半壊の中で解体をすれば被災者生活再建支援金の対象になりますが、今回は4件のうちの1件が解体予定でありまして、残りの3件が今回の特別給付金の対象となります。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 8ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費7164万5000円の増の内訳でございますが、木材製造拠点が5530万5000円、室原地区防災拠点が1634万円でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。昨年度来55.2億円の福島再生加速化交付金において全体の予算が足りないということで、今年度は県の復興拠点推進交付金をいただくように要求してき

たわけでございます。9月補正で1億2100万円、今回年度末に5500万円程度が追加でいただけるようになりまして、同じく来年度拠点交付金を用いて引き続き要求して、いただく見込みが出ておりますので、歳入に関してはこれで終わりではないということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要するに、今回の予算措置で完結するわけではないということがわかりました。その上で、木材整備拠点事業については、5.2億円の不足があったと。県の復興交付金で1.2億円と5500万円だから1億7500万円、そうすると3億7000万円がまだ足りない。それは来年度県に交付をお願いするということですが、その見通しはどのようなのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 繰り返しの説明になって申し訳ございませんが、55.2億円で足りない部分の予算につきましては、製材棟は立地交付金において行くと、立地交付金は事業者も負担になります。今、申し上げております県の拠点交付金につきましても、特に外構工事等に充てる予算でございまして、来年度もこれはいただける公算が高いということになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 当てにしているということですね。不足分の県の予算措置が来年度という話だったけれども、もう県議会も間もなく始まると、当初予算にのるのか、補正にのるのかわかりませんが、事務方の折衝で不足分の確保見通しについては、十分煮詰まっているのか。言葉としてはつめた言葉なりますが、はっきり言えば見通しはあるのかということです。当てにしているということと、見通しがあるということについては違うのです。その上で、不足が出た場合どうなのだという事ですから、町長もこの事業の経過はご存じだと思っておりますが、かなり難航している案件です。したがって、当てにしているということなのか、見込みがあると、確保の見通しがあるということなのか、明確にお答えいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 県の復興拠点推進交付金の来年度につきましては、事務的には来年度について受理いただいております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 予算書の4ページ、第3表の繰越明許費の補正の追加で、復興まちづくり地区公共施設整備事業4180万4000円が繰越明許費として計上追加となりました。それで、公共施設整備事業をどこで予算確保したのかと思って調べましたところ、同事業の名前がありませんでした。考えられるに、6月定例会で補正第1号で復興まちづくり地区公共施設実施設計業務委託料として5218万4000円、補正第1号で出ております。この2つの事業は同事業なのか確認をしたいと思います。

また、今回の繰越明許にした理由については、場所の選定などに時間を要したというような議案の説明でしたが、6月の段階では何箇所どこに整備予定だったのか、その積算だったのかを2点目の確認としてお伺いします。

さらに、これは質問ですが、同事業であれば差額が約1000万円あります。この1000万円は予算執行されたのか。

また、された場合はどのような予算執行であったのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 質問にお答え申し上げます。

まずは、事業名の関係でございますが、予算上は設計委託料あるいは工事請負費というような科目名が出てきますので、そういった予算の取り方をしてございます。ただ、事業といたしましては、設計の後建築工事に入っていくと、全体の事業という形での捉え方といたしまして、地区公共施設整備事業という事業名をつけてございます。

それから、6月補正で予算化しましたが、その際にも議会前の全員協議会でご説明いたしました。町内の消防屯所を分団ごとに集約するというので、予算化したときに4カ所、浪江、幾世橋、大堀、苅野4カ所に整備する予定で、屯所と集会所を兼ねた防災コミュニティセンターというようなことの整備を予定してございます。

予算額につきましては、既に大堀地区については、大堀総合グラウンドのところに建設する予定でもう既に設計委託を発注してございます。こういった実績を踏まえて、4カ所分で4000万円ほどの予算、残りの分については工事請差等もありますので、不用残として整理したいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 4カ所で集会所を兼ねた屯所ということで考えていると。その大堀総合グラウンドは大体わかってきましたが、そ

のほか浪江、幾世橋、苧野については、現段階で場所の選定に時間を要しているのか、それともある程度決定しているのか、これは繰越明許になっていきますから、その辺について確認したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 残り3地区の場所につきましては、今考えておりますのは、浪江地区については浪江中学校校庭の一部、幾世橋地区については幾世橋小学校校庭の一部、苧野地区については苧野小学校の校庭の一部、こちらで整備する予定でこれから設計を発注する予定としてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 私は、解体して有効利用するのかなと思っていたのですが、校庭の一部に屯所、集会場を整備するということの今答弁でした。例えば、屯所について考えれば今ポンプ車が役場で一元管理しています。それが分散すると、やるべきことはもっと消防団とか、行政区の再編を検討しながらこういう話は進めるべきだと思います。ましてや、校庭の有効活用という面ではある程度理解しますが、先日行われた全員協議会においては学校を解体すると、町では方針が決まったという説明を受けました。反面、2月までは有効活用をしたいので募集をするという話もありました。ただし、3月末まで解体期限が求められているということで、屯所もしくは集会所または学校解体については、一度まっさらにしてもう少し十分な議論が必要だと私は思うのですが、つまり、今回繰越明許にするのではなくて、4分の3補助金にすぎることではなくて、全額補正減にしてまたもう少し検討して屯所に必要であれば再掲するというようなことも考えられると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 屯所の集約については、もちろん各分団との協議、例えば幹部会でありますとか、それから各分団ごとにそういった協議もしていただいております。その中で、三十数箇所の屯所を今の消防団で維持していくのはなかなか難しいということで、とりあえず各分団ごとに集約をするというような方向性はこれまでも確認してきているところでございます。そういった中で、今回は各分団ごと1カ所ずつ整備する大まかな方針については、消防団ともこれは了承済みでございますので、事業を進めているところでございます。

さらには、今般水害等の危険な地区もございまして、そういった今回整備する予定のところは集会所といえましても災害時には避

難所も検討してございます。そういった意味で浪江、苅野、幾世橋全て高台にございますので、災害時の避難場所としても十分活用いただけるものと考えてございます。そういった意味では、事業を町としては推進していくということで、今進めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 9番議員の質疑の中でも明らかになったように、浪江、幾世橋、苅野の学校解体、そしてその跡地に消防屯所あるいは集会所を建設するという計画が明らかになりました。前提としては、十分な議論もないまま学校を解体することについては、先ほどの議案第1号の問題と相重なる問題であります。

したがって、行政のあり方、議会との関係、町民との関係について、こういう時期だからこそもっと広く町民の理解が得られるような町の対応が必要だということを厳しく指摘をして、反対の討論にさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午前11時17分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 半谷 正 夫

署名議員 紺野 則 夫

署名議員 佐々木 勇 治

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

浪江町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員